

申請時に添付書類が必要になります!

平成27年度から預貯金等の資産の勘案が負担限度額認定の認定要件に追加されたことに伴い価格評価を確認できる書類の提出が必要となっています。

また、同意書等添付書類がございます。未提出の書類があると、認定審査を行うことができません。スムーズな認定審査の為、ご協力をお願いいたします。

預貯金等の範囲

種類	必要なもの
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる 貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しでも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローン等)	借用証書の写しなど

※自動車、生命保険、貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの)、その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)は預貯金等の資産には勘案されません。

提出時の注意

通帳等の写し	①銀行名・支店・口座番号・名義が分かる部分 ②申請日の直近から2ヶ月以内の最終残高が分かる部分
借用証書の写し	貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある 金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面

ご質問等ございましたら、介護保険課 計画・給付チームまでお問い合わせください。

TEL 0942-30-9036